

明治学院大学公的研究費等における不正行為に関する取扱規程

2011年 2月18日	常務理事会承認
2015年 2月13日	常務理事会承認
2017年 2月10日	常務理事会承認
2018年 4月13日	常務理事会承認
2020年11月13日	常務理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、明治学院大学（以下「本学」という。）において行われる受託研究費、共同研究費、科学研究費助成事業、およびこれ以外の研究に係る外部からの資金（以下「公的研究費等」という。）を受ける研究について、不正行為が生じた場合における措置等に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 「研究」には、立案、申請、実施、発表、報告、評価、審査等に関わるすべての過程を含む。

(2) 「不正行為」とは、本学の構成員（本学の教職員、学生ならびに研究補助に従事する者。以下同じ）または本学の構成員であった者が、本学在籍中故意もしくは重大な過失によって行った次に掲げる行為をいう。

ア 研究活動における不正行為

(ア) 捏造

存在しないデータ、研究結果を作成すること

(イ) 改ざん

研究資料・機材・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

(ウ) 盗用

他の研究者のデータ、研究成果または論文を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

(エ) 二重投稿

他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する行為

(オ) 人権等の侵害

研究の対象となる者または協力者（個人に関する情報の提供を受け研究を行う場合の当該情報の提供をする者をいう。）の人権、プライバシーその他の権利利益を侵害する行為

イ 公的研究費等の私的流用、目的外利用、不正経理、不正受給等

ウ アおよびイに掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害

生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬、勤務時間を確認する資料、支払い関係書類等の不存在など存在すべき基本的な要素の不足により、証拠を示すことができない場合は、論文等の研究成果の発表後5年を超えるときを除き、証拠隠滅または立証妨害とみなす。ただし、同調査対象者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。

(総括および処理)

第3条 不正行為に係る調査、審理および判定ならびに裁定は、「明治学院大学公正研究責任者および公正研究委員会に関する規程」による公正研究責任者が総括し、公正研究委員会が処理する。

(窓口)

第4条 不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するため、不正行為申立窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 申立者および情報提供者の人権、個人情報等を保護するため、受付窓口を総務部長とする。

3 窓口は次に掲げる業務を行う。

(1) 不正行為に係る申立ての受付および公正研究責任者への取次ぎ

(2) 不正行為に係る申立てにより提供された情報の整理および公正研究責任者への取次ぎ

(3) 第8条に規定する異議申立ての最高管理責任者への取次ぎ

(4) 申立者（第5条第2項ただし書きにおいて氏名の秘匿を希望したものに限る。）への判定および

び再判定の結果の通知

(5) 第12条に規定する申立ての受付

(不正行為に係る申立て)

第5条 不正行為の疑いがあるものと思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した所定の申立書を窓口で書面、ファックスまたは電子メールにより提出することにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

(調査)

第6条 公正研究責任者は、前条による申立てを受理した場合、速やかに公正研究委員会による調査を実施しなければならない。

2 公正研究責任者は、前条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、公正研究委員会による調査を実施することができる。

3 公正研究責任者は、申立ての受理から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を研究資金配分機関に報告しなければならない。また、調査の実施が必要と判断された場合は、調査方針、調査対象及び方法等について研究資金配分機関に報告、協議するものとする。なお、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取扱いとする。

4 公正研究委員会は、必要に応じて調査専門委員会をおくことができる。

5 調査専門委員会は、本調査の実施決定後、30日以内に本調査を開始しなければならない。

6 公正研究委員会および調査専門委員会は、調査の実施に当たっては、申立者および調査対象者からの事情聴取ならびに申立てに係る書面に基づき、不正行為の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。

7 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

8 調査専門委員会は、次に掲げる委員を持って組織する。なお、申立者および調査対象者と直接の利害関係を有する者は委員となることができない。

(1) 公正研究委員会の委員のうち公正研究責任者が指名した者若干名

(2) 本法人と直接の利害関係を有しない第三者（弁護士、公認会計士等）のうち公正研究責任者が指名した者若干名。なお、人数は調査専門委員会の構成員の半数以上を占めなければならない。

(3) その他公正研究委員会が必要と認めた者

9 調査専門委員会の議長は、前項第1号の委員のうち公正研究責任者が指名した者をもって充てる。

10 公正研究委員会および調査専門委員会は、必要があると認めるときは、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1) 関係者からの事情聴取

(2) 関係資料等の調査

(3) 再実験の要請

11 調査専門委員会が調査対象者に対して説明を求める場合には、調査対象者はそれに応じなければならない。

12 調査専門委員会は、調査の結果を公正研究委員会に報告しなければならない。

(審理および判定)

第7条 公正研究委員会は、前条の調査の結果をもとに不正行為の有無について審理し、不正行為の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等について判定を行う。ただし、この審理および判定には、申立者および調査対象者と直接の利害関係を有する者は加わることができない。

2 公正研究委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面または口頭による弁明の機会を与えなければならない。なお、弁明にあたっては、調査対象者は補助者を立ち合わせることができる。

3 公正研究委員会は、第1項の判定の結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により申立者および調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

4 公正研究責任者は、申立ての受理から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を研究

資金配分機関に提出しなければならない。なお、期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を研究資金配分機関に提出するものとする。

- 5 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに判定し、研究資金配分機関への報告を行わなければならない。
- 6 研究資金配分機関の求めに応じて、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該研究資金配分機関に提出するほか、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除いては当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査等に応じなければならない。

(異議申立て)

第8条 申立者および調査対象者は、前条の判定の結果および調査専門委員会の専門委員に異議がある場合は、窓口を通じ、最高管理責任者に対して異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申立ては、所定の異議申立書を窓口に出すことにより行わなければならない。
- 3 第1項の異議申立ては、判定の結果の通知を受けた日から起算して2週間以内に行わなければならない。
- 4 公正研究責任者は、第1項の異議申立てを受理した時は、その旨を研究資金配分機関に報告しなければならない。

(不服審査委員会)

第9条 最高管理責任者は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置しなければならない。

- 2 不服審査委員会は、前条の異議申立てをもとに、公正研究委員会の判定の結果および関係書類を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要について判定し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。なお、第6条第8項なお書きを準用する。
 - (1) 理事(公正研究責任者を除く。)のうち最高管理責任者が指名した者
 - (2) 申立てに係る調査の対象者(以下「調査対象者」という。)が所属する学部・大学院等の長
 - (3) 大学評議会評議員のうち最高管理責任者が指名した3名
 - (4) 最高管理責任者が必要と認める学外の専門家若干名
- 4 不服審査委員会の議長は、前項第1号の委員をもって充てる。
- 5 公正研究委員会および調査専門委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
- 6 最高管理責任者は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者および調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(再審理)

第10条 最高管理責任者は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、公正研究委員会に対し速やかに再審理を命ずるものとする。

- 2 公正研究委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第6条および第7条を準用して不正行為の有無について再調査ならびに再審理および再判定を行わなければならない。
- 3 公正研究委員会は、前項の再判定の結果を最高管理責任者に報告するとともに、文書により申立者および調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
- 4 申立者および調査対象者は、第2項の再判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(措置)

第11条 公正研究責任者は、第7条第1項の判定(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項の再判定)において、不正行為が行われたと認定された場合は、公正研究委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。

- (1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する学長および調査対象者の所属する学部・大学院等の長(以下「学長等」という。)への勧告
 - (2) その他不正行為の排除のために公正研究責任者として必要な措置
- 2 前項の勧告を受けた学長等は、次の事項を実施することができる。
 - (1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等
 - (2) 研究資金配分機関、関連教育研究機関等への通知
 - (3) 関連学会、学術誌編集委員会等への通知
 - (4) 公的研究費等の不正使用に関与した業者に対する取引停止、契約解除等の措置
 - (5) その他不正行為の排除およびその結果生じた被害の回復のために、学長等として必要な措置

3 公正研究責任者は、第1項の場合は、個人情報または知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、不正行為に関与した者の所属および氏名、不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容、調査委員の所属および氏名、調査の方法について公表するものとする。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときは、その意見を付して公表するものとする。

4 前項の公表の方法については、別に定める。

(警告)

第12条 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為が求められているという申立てについては、第5条から第7条までを準用し、調査の結果、公正研究委員会が申立てに相当の理由があると判定したときは、公正研究責任者は調査対象者に対し警告を行うものとする。

(調査対象者の保護)

第13条 公正研究責任者は、調査または再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障または名誉の毀損があったときは、公正研究委員会の議を経て、その正常化または回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第14条 公正研究委員会、調査専門委員会および不服審査委員会は、第6条から第10条までの手続きに際し、事情聴取等を行う場合または弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、申立者および調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第15条 不正行為に係る申立に関係する者および部局責任者は、当該申立てに基づいて行われる調査または再調査に際して協力を求められる場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第16条 本学の役員および教職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる調査または再調査に際して協力したことを理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。ただし、第17条の場合はこの限りではない。

2 公正研究責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(不正目的の申立て)

第17条 公正研究責任者は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他の不正を目的とする申立て(以下「不正申立て」という。)を行った者について、公正研究委員会の議を経て、申立者の所属および氏名、調査の方法、悪意に基づく申立てと認定した理由等を公表する。

2 最高管理責任者および公正研究責任者は、調査または再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、申立者に対して、不正申立てを行ったとみなし不利益な取扱いをしてはならない。

(秘密保持)

第18条 窓口担当者および公正研究委員会、調査専門委員会、不服審査委員会の各委員および部局責任者は、その職務上知り得た申立者、調査対象者、申立内容および調査内容等について各委員会関係者以外に漏らさないよう秘密を厳重に保持しなければならない。ただし、正当な理由がある場合および調査結果等の公表後における公表内容については、この限りではない。

(事務)

第19条 不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、総務部研究支援課において処理する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、公正研究委員会の議を経て、大学評議会および常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規程は、2011年4月1日から施行する。

この規程の施行をもって「明治学院大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」を廃止する。

2 この規程は、2015年2月13日から施行する。(第1条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第17条の修正)

3 この規程は、2017年2月10日から施行する。(第4条、第6条、第8条、第11条、第17条の改正)

4 この規程は、2018年4月13日から施行する。(第2条用語の見直し、第7条文言の移動、第9条文言の修正および議長についての規定を追加、第19条研究支援課設置に伴う変更、第20条改廃手続きの変更)

5 この規程は、2020年11月13日から施行する。（第2条 文言の修正）